

奨学生名	大分県私費外国人留学生奨学生/Oita Prefecture Scholarship				
財団・寄付者	大分県				
目的	大分県内の大学等に在籍する私費外国人留学生で、大分県と母国との友好交流に関心を持つ優秀な留学生に対し、奨学生を交付することにより、経済的負担を軽減し、勉学に専念できる環境を整える。あわせて、在学中に大分県への理解を深め、将来、本県と諸外国との国際交流の架け橋となり得る人材を育成する。				
給付額	30,000 円/月 (学部)	30,000 円/月 (大学院)			
給付回数	2 回	6カ月に1回			
奨学生対象期間	2026年4月 から	*1年間（標準修業年限内に限る）			
推薦予定人数	40 名程度				
募集人数	60 名				
応募資格 (全て該当する 者)	国籍	日本国籍以外の正規生のうち在留資格が「留学」の者			
	セメスター  *2026年4月時点	学部生	✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ ✓6セメ ✓7セメ		
		大学院生	修士：✓3セメ		
			博士：✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ		
	他奨学生	日本国政府、外国政府、地方自治体及び民間団体等のいずれからも、奨学生又はこれに類するもの（授業料免除を除く。）を受給していない者  APUから他の奨学生に推薦中でない者			
	学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「 <a href="#">学外奨学生 大学推薦選考について</a> 」を参照			
	その他資格	(1) 県内の市町村に住居を届け出ている者  (2) 正規生として在籍する私費外国人留学生（在留資格が「留学」で、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない者）  (3) 学業、人物がともに優れ、在籍する大学等の長の推薦がある者  (4) 経済的支援により修学効果及び地域活動等の充実が期待できる者  (5) 日本国政府、外国政府、地方自治体及び民間団体等のいずれからも、奨学生またはこれに類するもの（授業料免除を除く。）を受給していない者  (6) 大分県が実施する「めじろん海外サポーター養成講座」への参加が可能で、大分県に対する理解を深める意思のある者（大分県講座および大分県スタディツアーへの参加必須）  (7) 大分県講座の中で行う防災モニター研修を受講し、「おおいた防災アプリ」を通じて災害情報を収集・発信する意欲のある者  (8) おおいた留学生人材情報バンク「アクティブネット」に登録し、様々な分野における地域活動や大分県の国際交流に積極的に取り組み、大分県のために貢献する意欲のある者  (9) 将来、大分県と日本との架け橋となり国際交流を推進する意思と資質がある者			
		<b>【奨学生の支給停止】</b> 奨学生が次のいずれかに該当するときは、大分県私費外国人留学生奨学生に係る届出書を速やかに提出しなければならない。届出があった時には、奨学生の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した奨学生の全部又は一部を返還させることがある。 (1) 奨学生の交付を辞退するとき (2) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき (3) 大分県の定める受給資格を喪失したとき * 大分県私費外国人留学生奨学生交付要綱（抜粋）を参照のこと (4) 在籍大学等から戒告、停学または退学の処分を受けたとき (5) 理由なく長期にわたって欠席したとき (6) 素行が甚だしく不良のとき (7) その他、奨学生として適当でない事実があったとき			
		<b>【注意事項】</b> (1) 本奨学生は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するとともに、大分県での国際交流活動及び地域貢献活動等を推進するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること (2) 奨学生は、各大学等の勉学・研究及び日本語学習に努めるとともに、積極的大分県の国際交流活動及び地域貢献活動等に取り組むこと。なお、地域貢献活動の取り組み状況について、中間及び実績レポートにより報告すること (3) 奨学生は、県が実施する「大分県講座」に出席し、また、「大分県スタディツアー」に参加し、参加後の情報発信を行うこと (4) 奨学生は、奨学生の受給資格に変化が生じたときは、速やかに各大学等の奨学生担当窓口に届け出ること (5) 大分県国際政策課が毎月発行する海外大分県関係者向け情報誌「What's up, Oita!」の県内外外国人留学生の大分における生活紹介の記事作成を依頼された場合には応じること (6) 奨学生申請時並びに受給期間中において、県内の市町村に住居を届けていない場合など交付要綱第3条に定める受給資格を失った場合は、奨学生は取り消しとなります			
	選考スケジュー ル	大学推薦の申請スケジュール	<b>2026年1月23日（金）締切</b> 詳細は「 <a href="#">学外奨学生 大学推薦選考について</a> 」を参照		
	奨学生団体への推薦締切	2026年5月上旬頃			
	奨学生団体面接	なし			
	採否通知	2026年6月上旬頃			
問い合わせ先	スチューデント・オフィス 学外奨学生担当 メールアドレス： <a href="mailto:apusch@apu.ac.jp">apusch@apu.ac.jp</a>				

## 大分県私費外国人留学生奨学金交付要綱（抜粋）

### （受給資格）

第3条 奨学生を受給できる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）県内の市町村に住居を届け出ている者
  - （2）大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第4年次以上に限る。）にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生。ただし、研究生、聴講生、交換留学生及び短期留学生を除く。
  - （3）学業、人物がともに優れ、在籍する大学等の長の推薦がある者
  - （4）経済的支援により修学効果及び地域活動等の充実が期待できる者
  - （5）日本国政府、外国政府、地方自治体及び民間団体等のいずれからも、奨学生又はこれに類するもの（授業料免除を除く。）を受給していない者
  - （6）大分県が実施する「めじろん海外サポーター養成講座」への参加が可能で、大分県に対する理解を深める意思のある者
  - （7）おおいた留学生人材情報バンク「アクティブネット」に登録し、様々な分野における地域活動や大分県の国際交流に積極的に取り組み、大分県のために貢献する意欲のある者
  - （8）将来、大分県と母国との架け橋となり国際交流を推進する意思と資質がある者
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。